

令和5年度第3回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議録

- 1 開催日時
令和6年2月20日(火) 18時30分から20時30分まで
- 2 開催場所
静岡市地域福祉共生センターみなくる 会議室2
- 3 出席者
江原勝幸会長、朝比奈伸江委員、天野育子委員、石田幸彦委員、川島徹也委員、木村綾委員、黒澤幸夫委員、末吉喜恵委員、寺田千尋委員、深澤啓子委員、増田樹郎委員
- 4 傍聴者：なし
- 5 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 参与兼福祉総務課長挨拶
 - (3) 議事
[審議事項]
 - ① 地域福祉計画の評価方法について
 - ② 静岡市重層的支援体制整備事業について
 - (4) 閉会

[審議事項]

① 地域福祉計画の評価方法について

- 江原会長 江原です。これから司会の方を進めさせていただきたいと思います。それでは早速ですが、議事の方に入りたいと思います。まず(1)地域福祉計画の評価方法について、これについてまず事務局の方から説明をお願いいたします。
- 事務局 改めまして、福祉総務課の山内と申します。座って失礼いたします。よろしくお願ひいたします。
- まず、今回配布している資料ですが、全部で地域福祉計画の評価方法について5点となります。
- はじめに資料1-1が、前回分科会の委員の皆様からいただいたご意見とその意見に対応する方法案になります。
- 続きまして資料1-2が、計画の評価方法についてなりまして、こちら1ページ目は、計画の評価手順の記載をしております。2ページ目には、計画に掲載されている個別事業を、事業所管課が自己評価する際に用いる事業調査票の記入要領についてとなります。2ページ目の上部の事業調査票(案)については、資料2のとおりとなっておりますが、正しくは資料1-3となります。ここで訂正とさせていただきます。
- 次に3ページ目です。こちらが評価基準ということで、個別事業ごとの評価基準と、計画の基本目標ごとの評価基準を記載しております。1ページをめく

っていただきまして、資料1-3は前回の分科会の意見を踏まえました修正した事業調査票の(案)になります。その次の1枚めくっていただき、資料4-4が、従来の調査等と前回の分科会で提示をさせていただいた調査案になっております。最後が今回、今期差し替えをさせていただいた総合評価シートというような形となっております。

それでは、ここからは前回の分科会の意見を踏まえて修正した点等について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、計画掲載事業を事業所管課が自己評価する際に記載する事業調査票についてとなります。資料1-4前の前回の分科会で提示した事業調査評価をご覧くださいと思います。

こちら赤枠の箇所が事業の所管課に自己評価を行ってもらう際に記入する項目になりますが、資料の上段に、従来の調査票等があります。今まで定量的評価にどうしても側面を置いてしまうという傾向があったことから、下段にあります前回の分科会で示した案では、量的な評価と質的な評価で評価をしていくために、定量評価、定性評価という欄を新たに設けることとしておりました。

しかしながら、委員の皆様からも事業全てに定性・定量評価していくのは難しいのではないかと、大変ではないかと、定量と定性評価は同じ職員が行うから、どうしても補足的になってしまう可能性があるとか、定性評価には似たような表現ばかりになってしまってどうしても内容の表現がまとまらないのではないかとご意見をいただきました。また、事業目標のために何を実施し、どのような効果があったのかわからないといったご意見もいただいていたところでございます。

そのためこの定量・定性評価という形を見直しさせていただいて、資料が飛びますが、資料1-3をご覧ください。案という形で事業実績の(5)と(6)のとおり「事業実績」と「事業実施による効果や成果」という形に修正をさせていただいたところでございます。事業実績には、事業内容に対応した前年度の実績を記入していただき、事業目標の中で数値目標を設定している事業については、その目標に対する実績値もあわせて示してもらいますし、中にどうしても数値目標設定されていない事業もありますので、そういった事業については取り組み内容をして示してもらうというような形になります。

効果・成果については事業展開によりましてどのような効果があった、成果があったのか。例えば抱えていた課題が解決したことや市民などからこういった反響があったなど評価できる点を記載してございます。

次に、(7)(8)課題と取り組み方針についても、事業所管課が課題を認識して、次年度以降に活かせるように、それぞれ記載する欄を設けるようにしました。それぞれ欄を設けることで、各課からの記入漏れがなくなるのではないかとこのように考えているところでございます。

続きまして、事業ごとの評価についてとなります。前回の分科会で提示した

案では、先ほど申し上げたとおり、定性評価、定量評価にそれぞれ基準を設けて評価することとしておりましたが、今回、定量・定性という形を見直しましたので、この評価基準についても、修正をさせていただいております。評価基準については、資料1-2の3ページをご覧ください。記載のとおり、5段階の基準で考えていきたいと考えております。

従来の評価基準ではどうしても事業目標が数値目標に対して、どの程度達成できたのかといった視点のみで評価をしていたところもあります。それだけではなくて、事業実績や、それに伴う効果、課題という視点を踏まえて、所管課の方には評価をしてもらうような基準とさせていただいております。何をもちえて大きな成果というか、評価すべきというかというのが難しいところではありますが、どうしても事業によって成果の捉え方が異なることもありますので、最終的には各課の主観にお任せするような形になるというところではございます。

以上が自己評価する際に記載する事業調査票についての前回からの修正点ということになります。

新しい事業調査票に関しては、先ほど見ていただいたとおり、資料1-4の従来の調査票と比べると、どうしても事業所管課の書く量が増えてしまう、一定の負担感が出てしまうことを認識はしています。事業の効果や成果の課題といった今後の取り組み方針というのを事業所管課で確認する作業を通して、それぞれの事業を見つめ直す機会となればよいと思ってこのような形をとっております。

最後に総合評価シートについての修正点となります。こちらは本日差し替えさせていただいた資料1-5をご覧ください。こちらの総合シートは、個別事業ごとに先ほど説明した事業所管課に記載してもらった事業調査票をもとに、地域福祉計画の基本目標ごとに福祉総務課にて策定をいたしまして、この地域福祉専門分科会にて報告をするものとなっております。1ページ目から4ページ目までは、基本的に評価方法ですとか、評価の概要の内容になりますので、今回説明は省略をさせていただきます。5ページ目以降が総合評価シートになります。基本的には、事業所管課に評価していただいた事業調査票のもとに、福祉総務課にて作成していくこととなります。調査票の項目に沿った形でこの総合評価シートのフォーマットを作成しております。

前回からの変更点といたしましては、地域福祉計画の実施計画には基本目標をごとに、それぞれ補助指標というのが設けられております。そういった補助指標も今回の基本目標ごとの評価シートになりますので進捗状況を見られるようにというところで、2の補助指標としてシートの中に追記をさせていただいたところがございます。この補助指標については、毎年数値を取って分かるものもあれば、市民アンケートの質問項目の内容を指標としている、指標として設けているものもありますので、毎年数字が出ないというものももちろんあ

ります。そういった場合は記載方法については、のばし棒という形にさせていただきたいと考えているところです。

また、その他1ページ目をめくっていただきまして、4の評価においても基本目標ごとの総合評価の評価基準も、個別事業評価の評価基準が変更したことに伴いまして、変更をさせていただいております。こちらは単純に基本目標に関連する個別事業評価の平均点を、5点、4点、3点、2点と評価をして、それに基づいてAからCの3段階で評価をさせていただきたいなと考えているところでございます。

最後に7番の専門分科会の意見等というところで、これまで個別評価もこの総合シートも行政側の評価しかなかったというところがあります。

ですので、分科会での委員の皆様からの意見や評価というのも次年度に生かすべきだろうというところで、このような形でシートの中に専門分科会の意見として段の追加をさせていただいたところです。こちらは最後の段に記載をいただいて、シートを一度完成となって、それを踏まえて事業の担当課に共有をさせていただき、次年度の取り組みに生かしていけたらと思っております。以上が総合評価に関する修正点になります。

今ご説明させていただいたとおりですね、個別評価の事業調査票、そして総合評価シートをもって、来年度の評価、令和5年度の評価をさせていただけたらと思っております。駆け足になりましたが私からは以上です。

○江原会長 はい、ありがとうございます。前回分科会のご意見を踏まえた上で、新たな見直し、変更等を説明していただきました。これについて、まず皆様の方からご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。確認ですが、調査表の項目っていうのがいくつありますか。

○事務局 188個です。これを各課が、今日の説明だと、1-3に基づく評価をしていただくということです。

○江原会長 福祉総務課の方では、基本目標ごとの評価をしていくというようなご説明だったというふうに思いますが、いかがでしょうか。天野委員お願いします。

○天野委員 初歩的などころを聞いてしまって申し訳ないのですが、直営とか全部委託、一部委託っていうふうにはあるのですけども、直営であっても全部委託であっても、これは評価をするのが福祉総務課さんということでよろしいでしょうか。

○事務局 評価自体は、事業課の方で行います。個別事業調査票にのっかって、事業課で行って、それをもとに基本目標ごとにいろんな施策があるものですので、それを総合評価シートに落とし込み、まとめて基本目標の評価という形でさせていただきます。直営とかは特に関係ないです。

○天野委員 委託先のデータが全てではなくて、やはりそこはしっかり事業課が確認されているということですね。ありがとうございます。

○江原会長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

今皆さん確認していると思いますが、専門分科会の基本目標ごとの評価シートの中で1番最後の7番で、専門分科会の意見等ありますが、ここは、この分科会が出てきたということによろしいですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○江原会長 でも、この見直しについて前回の意見を参考にしたということもありましたけど、他の市町なんかで取り組んでいるものを参考になさりましたか。

○事務局 そうですね。いろんな市町を見させてもらい、参考にさせてもらっております。こんな形の実績があり、成果があり、次の課題があり、今後の取り組みみたいなPDCAにつながるような形で修正をさせていただきます。

○江原会長 ありがとうございます。では、寺田委員お願いします。

○寺田委員 基本的なことの質問が出てしまうかもしれないのですが、最終的に何%、何%という数字と文字の羅列で、もう7ページとか、その取り組み状況が載っているのですが、これを見るのは市民の皆さん向けにこれを開示する予定ですか。見る対象者ですが、イメージとしてはどうでしょうか。例えば障害を持っている方とかだと、本当に見づらいというか、例えば円グラフとか棒グラフとかで示してくださっているところもあるので、その方がぱっと見わかりやすいのかと思いました。字とかが多く入ってくるのが入ってくるとその辺の理解っていうのがなかなかしづらいのかなっていうふうに思いましたので、見る対象者が誰かなっていうところによってその辺も工夫されるといいのかなというふうに思います。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○江原会長 今回の質問で見る対象者が誰かといったところなのですが、これは、ホームページに載りますか。

○事務局 現状はHPに載せていないです。庁内のみとなっています。

○江原会長 黒澤委員お願いします。

○黒澤委員 内容を確認したいのですが、個別事業というのは、全部27事業あるという理解で良いですか。

○事務局 個別事業の数は188事業があります。

○黒澤委員 この6ページの全27事業がと書いてありますが、これはまた違うものですか。

○事務局 そうですね、まず基本目標がありまして、その中の188事業のうち、何個かぶら下がっている状態です。そのうち27個が基本目標に入っていますよっていう意味です。

○黒澤委員 これ個別事業のそれぞれ事業の担当が割り振られるわけですよね。その評価するのは、その事業の担当課が評価しますか。

○事務局 はい、担当課が評価します。この調査票は、担当課が作成しています。

○黒澤委員 その担当課は、そのみんなと、相談しながら何かいろいろ打ち合わせしながら行っていますか。

○事務局 担当課にはよりますが、課内で決裁をとって報告してくるので、個人というよ

りは課で評価を行っています。

○江原会長 他にご質問等ございませんでしょうか。

○増田委員 すみません。会長さんがそうおっしゃるのであればそれで良いのですが、あえて申し上げます。例えば、もろもろのご質問等も出ていますけれども、5ページ、7ページの中に指標というのが出てきますよね。補助指標というものがありますが、この指標はどうやってお作りになりましたか。なにを根拠にこれを取り上げられましたか。

○事務局 こちらの指標は、この基本目標の中に入っている事業に関連する数字ですとかを所管課の方に設定をしてもらっているという形になっています。

○増田委員 7ページもそうですが、5ページでも良いのですが、満足している市民の割合、できることをしたいと思う人の割合、ヤングケアラーの負担が軽減したと感じる子ども割合、頼れる人がいないと答える人とか、これはどうやってお作りになりましたか。つまり、いわゆる数字的に確認できる調査をしない限りは出てこないです。どうやって集計されていますか。

○事務局 こちらはアンケートなど関係課が行います。

○増田委員 毎年アンケートしますか。

○事務局 毎年アンケートしないものも、もちろんあります。

○増田委員 指標になるものをアンケートしなきゃ困りますよね。

○事務局 はい、毎年アンケートするものもあれば、隔年でアンケートするものもあります。

○増田委員 その辺の判断もそうですけれど、例えば7ページ、寄り添うという資料作りの中の8項目の指標の中に成年後見に関わる部分が3つあるんですよ。続いてヤングケアラーが出てきて重層的支援が出てきて、このあたりの寄り添う仕組みのコンセプトって何でしょう。

そういうしくみづくりのコンセプトのそれがないと、成年後見が8項目中の3項目が該当します。それは、本市がこれを重視してらっしゃるし、こういったところに、しくみづくりや地域福祉の包括的支援のしくみづくり、ポイントをおいていらっしゃるというふうに考えているわけですか。

○事務局 成年後見については重点施策として位置付けられているものです。

○増田委員 成年後見は市が重要視されるのは当然ですが、成年後見とそれほど、しくみづくりの重要な仕組みの一つではあっても、それほどに市民の利用率って高いですか。重層的支援の中でも出てきますが、成年後見について、どこの市町もたくさんお使いになられるんですけど、例えば、地域福祉を調査すると、成年後見の認識率だとか、利用率が極めて低調ですよ。でもここでわざわざ3つを取り上げるということは、本市においてはこの利用率が指標作りの中心だとお考えになっていますか。この指標と書かれている項目は、どういうふうにそれぞれの目標の中の項目立てとしてお考えだったのかというのは、何かエビデンスがあるんでしょう。

○事務局 今回の議事の中ではなく、令和4年度、昨年度の最後の第3回当分科会の際の資料議事の中にあり、増田先生もご存知のとおり、この計画自体は8年間の全体計画があって、8年間のこの冊子の計画の中には基本目標の概要として概念的なことが書いてあって個別の事業実績はそこまで詳しくは書いていないんですが、その8年間のうち、前期と後期、4年ごとに半分に分けさせていただいて、5年度から8年度の4年間の前期実施計画についての案っていう形で、その令和4年度最後の分科会の際に4年間の実施計画の重点事業と、あと補助指標っていうものを委員の皆様にお諮りをしたときのものをそのままここに載せさせていただいております。

それをどうやって持ってきたかといいますと、5つの基本目標がそれぞれ、各課の事業がぶら下がっているんですけども、4年後と、あと8年ごと、この計画がどうだったかっていう最終評価をするのが、福祉総務課の担当業務になります。それらを評価するのに補助的な指標が必要だということで、この第4次計画の前期実施計画で初めてこれらの設定をさせていただいたということです。今おっしゃった指標目標2のしくみづくりにおいては、包括的支援というテーマでありますので、特に2-1、2-2、2-3と3つにさらにその取り組みの視点がわかれていて、その中で関係する事業として成年後見であり、重層など、制度を整備していくことが、総合的に包括的支援に繋がるということで決定をさせていただいたという経緯があります。その説明が足りず、初めてこの補助指標自体をご覧になったか方もいるかと思いましたが、補足で説明させていただきました。

○増田委員 背景がわかりました。ありがとうございます。全部こうやって評価がシートとして出されてくると、例えば、7ページのところに参加するという場作り、S型デイ、交流拠点事業、求職者の雇用就業、支援プラン就労開始した人、取り組みをしていると噛み合いますか。どれも関わるのですが、捉えられますか。

なんとなくそこに違和感があったので、いわゆるその包括的支援も然りなんですけど、そういうところに出されている項目が、うまく包括されている組み立てられたといいますけど、自分もそれがこういう状態になったのでご質問させていただき、このいわゆる指標の設定の仕方がこれは私がずれていたもので、先ほどから、原本の計画の中ではどうだったのかなと思っていながら話しましたとき、もっと多様な指標があってもいいと思います。

○江原会長 はい、ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

○末吉委員 令和5年から令和8年の4年間目標ということだったんですけど、子育てに関してはこども家庭庁が設備されて、国から県、県から市っていう感じで降りてく。内容が少しずつちよつと変わっていく、この4年間の間でも多分変わるかと思ひ思ひます。例えばこの内容っていうのは、もう1回設定したらこの4年間は変わらずにそのまま行くのか、それとも臨機応変に国の制度が変わったとかというところで、変えていくのかと気になりました。

- 事務局　　今ご指摘いただいたとおり、今まで流れも変わってくるかと思しますので、それも変えつつやっっていこうかと思ひます。
- 木村委員　　その感想といひますかなんですけれども、先ほどの資料の1-5のところ、初めての基本目標ごとに作られているところでは、やはり私もちょっと補助指標の意味が分かりづらかったかなと思ひますので、一番大切なのはもしかしたら重点施策なのかなと思ひました。やはり一番に持っていていただいた方が皆様に伝わりやすいかなと思ひます。補助指標の意味がわかりませんが、もしかしたら、もっと後ろの方に、この事業を補足的に活動を評価するものとしてこういったものを設けていますよというところで、どちらかとやはり重点施策と取り組みの状況というところをメインに来る方が少しわかりやすいかなと思ひました。
- 江原会長　　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 末吉委員　　7ページの重層的支援体制について支援を希望する人を支援、必要な支援に繋げた割合とかがあっていう項目があるかと思うんですけれども、支援を求める人が、支援を希望してこられた方は大丈夫ですが、その支援をを求める声を出せない人の評価っていうものがないのかなあって思うのですが、その辺は、どのようにお考えでしょうか。
- 事務局　　ありがとうございます。その数字的に設定するのが非常に今の時点で難しい部分かなと思ひております。これも本当は重層の事業を評価するのってすごく難しいなというふうには思ひているところです。
- 言ひ方が適切ではないかもしれないんですけれども、設定するとしたら、こういった数値目標を設定しにくいところが正直なところあります。末吉様が言っただけのように心の中で求めているけれども、声を上げられない人に対する支援というのももちろん、大切だなというふうには思ひているところで、どうしたらそういう形でアプローチできるかっていうようなところは個別の調査票の方に落とし込めたらいい部分なのかなと思ひているので、数値的にはなかなか表しにくい部分かなというふうには思ひております。
- 江原会長　　他にはいかがでしょうか。
- 寺田委員　　先ほどのアンケートをとってきよっていうことでお話がありましたが、これは無作為にするのか同じ人を対象に何年かで見えていくのかってあたりがどうなのかなって思ひました。
- 事務局　　アンケートの対象が何に対するものか、もちろんこの指標の中に市民アンケートを用いる指標もあれば、別の形で、その他のアンケートを用いている票もありますので、それをアンケートによってどなたを対象にしているかによります。
- 寺田委員　　例えば7ページの1番のセーフティーネットが整備されている町だと思ひる市民の割合は、例えばこのアンケートを出したとしたら、全市民向けにアンケートを出されていますか。
- 事務局　　3,000名くらいを無作為に対象に行っています。

- 寺田委員 そうすると令和5年、6年は別の人になるってことですね。
- 事務局 そうですね。もし毎年やっているようであればそうなります。
- 寺田委員 このセーフティーネットって言い方が理解できる人ばかりではないのかなと思ったので、アンケートを出す際のその出し方っていうところも少し工夫されるといいのかなと思いました。
- 増田委員 やっぱり気になって申し上げておきます。5ページの基本目標2の福祉教育取り組みの視点を出されて、指標が少し出ている、重点施策として、最後のところに充実とか出ているんですけど、福祉教育のコンセプトといたしまして、組み立て方が少し偏っているという、もう少し多様な組み立て方をなさった方が、いいかなあと。どんなふうにお考えになって仕組みとか項目で満たされるとお考えだったかわからないです。
- そこを少し申し訳ありませんが考えた方がいいのかなという印象を持ちますけど、この3つの補助資料と、最後の福祉教育の充実が、講演会や市民福祉関連講座で、果たして言えるかどうか。その辺がちょっと気になりました。
- 江原会長 様々のご意見いただきましたので、それを参考にまた見直してください。お願いします。

【審議事項】

② 重層的支援体制整備に関する実施計画の検討

- 江原会長 それでは次に審議事項2の方にとします。重層的支援体制整備事業について、これを事務局の方から説明をお願いいたします。
- 事務局 福祉総務課の木村です。資料は資料2-1、別紙1、資料2-2でご説明させていただければと思います。前回の地域福祉専門分科会にて、重層的支援体制整備事業の全体のお話をさせていただいたのと今年度の取り組みやご紹介をさせていただきました。
- 今年度も終わりに近づいてきているというところもありますので、今年度の取り組みについて少しまとめさせていただいた内容をお伝えするとともに、前回伝えた計画案は大きく変更内容がないので、今年度の取り組み状況についてご説明させていただければと思います。
- 資料めくっていただいて、前回もちょっと出させていただいたフロー図の方が入っているかと思います。前回ご説明させていただいたとおり、重層的支援体制整備事業は、これまでも行ってきた既存の事業と新規の事業を組み合わせ、立ち上がる事業というところを説明させていただきました。赤枠で囲んである部分は、新規に立ち上げて取り組んでいく事業の内容ということをご説明させていただきました。簡単に申し上げますと、既にある既存の包括的相談支援事業、中央の黄色い枠は、基本的に市民の皆様からの相談や分野ごとに受け付けてくださっているのですが、なかなか分野をまたぐことや、複雑複合な難しい問題を同じ世帯の中で抱えているとか、解決していくには難しいというような

案件を他の多機関協働事業というところにあげていただいて、重層的支援会議というものを持って、支援プランを作っていくというようなところを今年度は駿河区をモデル地区としてやらせていただいていたところになります。

めくっていただくと、令和5年度の取組ということで、今お話したようなところをまとめさせていただきました。

駿河区をモデル地区として、重層的支援体制整備事業というものを全て規定されている事業を実施してきたというような形になっております。

目的といたしましては書いてあるとおりですが、事業における新規事業を活用した支援体制というものについての検討をしたかったことと、地域的に実施する場合の体制の確立や課題整理というところを目的に行ってきたというようなところになっております。

実施内容としましては新しく立ち上がる参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業という二つの事業を一体的に委託をして実施をしたというところと、月1回の頻度で会議を実施していますというところと、あと、全体に向けて重層的支援体制整備事業に関する研修会というものを実施してきたということが主な内容になっているというところとです。

では、今年度の取り組みとしまして次のページになりますけれども、最初に各相談支援機関の方に別紙1にありますが、会議にあげたい案件ありませんかというところと、あの事例の募集をしておりました。

月に1回程度重層的支援会議を開催してきたというような形になっております。件数はですね令和6年の1月末時点ということで上げ、表にまとめてあるとおりになっております。相談元としましては、駿河区の生活支援課で生活困窮の分野からあの事例を出したいと声が上がったのが一番多かった形となります。分野的に見ると、障害や精神とわかれております。が、多かったかなというようなところになっております。

会議自体は、事例に関係した関係者支援の関係者を集めさせていただいて行ってきたという形です。全ての会議参加した方が同じ人もいれば、別の人が入っているような形で事例ごとに調整をさせていただいているという実施方法になっております。会議のファシリテーター、司会進行役の方は、外部の有識者の方をお願いをして、事例に直接は関係のない第三者的な立場で会議のファシリテーターをお願いしていたという状態です。

会議は主に事例の概要の共有を行い、問題点とかストレングスの部分を整理したうえで、課題、事例の課題を設定するというところで具体的な対応策の検討や役割分担を行い、その支援プランとして設定して、今後の支援を進めていくというような流れで行っておりました。重層的支援会議はそういった形ですが、参加支援、アウトリーチ等事業ということで新しく新規に立ち上げる事業については、今年度東海道シグマに受託をお願いしまして、対応をしていただいたという形になっております。

各支援機関の事業内容の説明や、事業のチラシを作成して、説明をしていただき、重層的支援会議に上げられた事例で、アウトリーチ事業が必要だということで支援プランが立った事業については、アウトリーチの事業を実施していただいたという形になっております。訪問や電話連絡を頻回に行っていただき、受診同行、施設の見学同行といったアウトリーチの手法を用いた支援を行っていただいていたというような状態です。

この新規事業の効果として次のページにまとめさせていただきました。会議参加者からの声としましては、関係者が一堂に会するというところの福祉総務課の調整のもと行うというような形になりますので、効率的な情報収集の場になるとか、支援関係機関の関係作りの場になったということが声として一番大きかったです。会議の中で業務が分散されていくので、一つところで抱え込まなくてもいいというような支援者支援に繋がる場になっているのではないかとということで声が書かれておりました。

ファシリテーターが第三者的に平等にその事例を見ての業務の分担を組織してくださる部分もあったので、そういった部分がありがたかったところが、現場の声としてあがりました。支援者の支援としてある一定程度の有効性ということが確認されたというふうに思っております。

実際に扱った事例の効果としましては、一つ具体的に挙げさせていただくと、精神疾患未治療で長年ひきこもり生活を送っていた支援対象者が精神科の受診に繋げることができました。現在入院治療中であり、会議で事例が動いていくというようなところも見られたという1年ではありましたが、様々な関係機関が協働することで動き出す事例もみられた1年でした。

めくっていただきますと、支援体制についてということで、今年度流れとしては、各相談窓口の方に活用したい事例はありますかとこちらからお声掛けをさせていただいて、各相談窓口の方で、事例について挙げていただいたというような流れになっております。

来年度は、3区に展開をさせていきたいと考えておりますが、同じような方法をとっていききたいと思っております。多機関協働事業の部分は、来年度も直営で福祉総務課が行いたいと思っておりますので、会議の調整は引き続き福祉総務課で来年度も実行したいと思っております。

重層的支援会議の方は各区月1回ずつ程度ということで随時開催できるような体制で進めていきたいということで支援体制を考えております。課題として、次のページにまとめさせていただいております。やはり重層的支援体制整備事業自体の理解というのが、結構複雑な事業でもございますので、なかなか今年度研修会を複数回させてはいただいたんですが、まだまだ事業の理解っていうところを広げていく必要があるかなというふうに考えておるところと、あと各支援機関間の連携体制の強化ということも考えていく必要があるかと今年度会議を開催して思った部分がありました。会議で集まって、地域支援チー

ムとして動いていこうということにはなるのですが、なかなかタイムリーな情報共有できるツールとして、今までなかったため、メールや電話で皆さまに繋いでくださっていました。情報連携という意味でもそのような活用できるツールなどの検討も必要かというふうに感じた部分がありました。

三つ目に書かせていただいている社会参加の部分ですけれども、社会参加にまで繋がるという事例は、今年度は確認ができなかったというところになっております。重層的支援会議にあげられる事例は、長期的な支援が必要な事例が多く、なかなかすぐに社会参加に目が向くとか、体制が整うよっていうことはなかなか難しい事例が多かったと思います。社会参加事業というところで、事業立てはしているところをしてあるところではありますので、社会参加を特に必要とする事例のアクセスとかを検討していく必要があるのかなというふうにしたところではあります。

会議ファシリテーターの養成というところで、前回もこの分科会でも話題にさせていただきました部分ではありますが、ファシリテーターは現在外部の有識者に依頼をさせていただいております。今後も会議を安定的に継続させるためには、そちらの養成というところも、考えていく必要があるかというふうに思っております。次年度以降の課題として考え検討を進めたいと思っております。

最後に令和6年度の取り組みということでまとめさせていただきました。今ご説明した内容も入っているところではあります。重層的支援会議を3区に展開していくというところになっております。主なところとしては、事務局は福祉総務課ということで行わせていただきます。会議自体は、今年度も事例の状況に合わせて市内の相談機関、支援関係機関を中心に呼びかけさせていただいたところではあります。ご協力と会議の活用というところを呼びかけていく予定になっております。

下段の方に移りまして参加支援事業とアウトリーチ事業についても3区に展開させていくというところで委託を予定させていただいて、現在プロポーザルの参加を参加者を募集しているようなところになっております。今後、受託の業者についても、決めさせていただきたいと思っております。

最後にアウトリーチの部分で、支援が必要だけれども支援が届いていない方がいると先ほど末吉委員からお言葉があったように声を上げられない、上げにくい方ってというのはどうしてもいらっしゃるところになります。そういった方の掘り起こしてというところも、どうにかして手をつけていきたいというふうには思っているところではありますので、そういったところについても来年度検討を進めたいというふうには考えているところになっております。

この資料1-1、2-1の説明は以上になります。資料2-2について、基本的支援体制整備事業の実施計画ということで、重層的支援体制整備事業自体にどういった市内の関係機関が位置づけられているかということや、先ほどご説明させていただいた参加支援、アウトリーチ、多機関協働事業、新規の事

業内容がどういう実施内容でやられるのかっていうようなところをまとめてある計画になります。

前回提示させていただいた内容と中身は変わっていないので、こちらについて、またご確認をいただければと思います。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○江原会長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明についてご質問等ありますでしょうか。

○木村委員 はい、すみません。令和5年度の実績について教えていただきたいです。資料2-1の4枚目に件数が書かれています。相談課からは14件があって、会議では8件が検討されたということですが、この8件のうち、どれくらいの件数が参加支援事業やアウトリーチの方に進まれたのかっていうところですか。あと次年度に向けてというところでは、今年度は駿河区をモデル地区ということで、来年度からは市全域でということですが、重層的支援会議というのが、市全体で毎月なのか、あるいは区ごとなのか。今後プロポーザルを予定しているということですが、参加支援事業所を受ける事業所は、個々になのかあるいは市全域なのかというところを少し教えてください。

○事務局 会議の中でアウトリーチと参加支援に繋がった件数っていうところですが、実際に繋がっているのはこのうち3件です。ただ事例の状況によって、アウトリーチを使っていこうっていうようなものが他にあったりします。大体会議のうちの半分くらいか、繋がっているというような状況になっております。それ以外のものは、既存の相談支援機関で継続的な支援をするだとか、今は関わっていないのですが、他の機関に声をかけて関わってもらえるようになるっていうようなところで支援チームが含まれたというような状況になっております。重層的支援会議の部分では、各区で毎月1回程度予定をさせていただきたいというふうに思っております。ただ参加支援、アウトリーチについては、区ごとに別の事業者がということは考えていないので、市全体で受託をしていただければ今、募集をかけているような状況になっております。

○木村委員 ありがとうございます。ちなみに区ごとというと、静岡市も区ではありますけども、おそらく駿河区のケースが清水区の中でのいうところの区を越えた事例とかがあっていうのは、具体的にどうなっていくイメージでしょうか。

○事務局 区を越えた事例もしあればなんですけど、基本的にはその事例を出していただいた事業所や、相談機関がどこに所属している、どこの区にあるかっていうところで、会議自体が行われるかなと思っています。そこに調整させていただく参加者の方については実際にその支援に関わってもらい、今後支援に関わっていただきたいという方が入っていただくことにはなります。そこは区に限らず、清水区で支援してくださっている方がいれば清水区の方を呼びたいと思っていますので、そこを結構自由度高く組ませていただければいいのかなと思っています。

○木村委員 ありがとうございます。

○末吉委員 資料2-1の1ページの表について、私は子育て支援センターというものを運営しておりまして、利用支援事業のところ、子育て世代包括支援センターが3ヶ所で子ども未来サポーターが10名ってところがあるんですけども、支援拠点は21ヶ所あります。でもこの未来サポーターというのは12人ということとは全拠点には置かれていないってということで、全拠点に置いた方がいいんじゃないですか、ということ子ども未来課にお伝えしたら、予算がつかないということで、子育て支援拠点も、実は国からは小学校区に1個、もしくは中学校区に1個というところを目標としているんですけども、全然21ヶ所だと足りない。もっと子育て支援拠点を市内に作らなければならないのではないかといいことを言ったのですが、まだ今のところ予算がつかないと言われます。

こういった場合、事業をするのに、何かしら相談センターであるとか人材の配置というのが必要になってくるのではないかなと思うんですけども、それをやろうと思うと予算がつかないみたいな感じで言われてしまいまして、そういった場合、市としてはどのように今後実現するのは難しいのではないかといい思ったんですけどその辺はどうでしょうか。

○事務局 はい、予算の話となると難しい部分も大いにあるのですが、事業自体が法律上、支援事業にはこの法律がこの事業が該当するという形で書かれているってところがあります。それに基づいてこのフロー図は作ってあるので、子ども未来サポーターが何人というところがここに該当しているということで、フロー図自体を作らせていただきました。

ご指摘いただいたように展開させていくにあたって、充実が必要のところってというのはもちろん子ども分野もそうですし、障害の分野や高齢の分野といった各分野で声が上がっているところにはなっております。やはり特に重層によく上がってくるような事例が、まだ1年しかやってないので、今後静岡市として事例が重なっていったときに、子どもの分野でなかなか難しさが生じているとか、障害の分野でこういう難しさが生じているというような、市として、地域としての課題がおそらく見えてくるってところがあるのではないかなと思っています。

やはり予算取りって正直かなり難しく、全てに万遍なくつけばいいんですけども、なかなか難しいところが正直あります。そこに絶対つけられますとかってことを言えるわけではないんですけども、その中でも上がってくる事例がこういう難しさを持っている事例が地域としては多くて、そこにお金をつけないとその課題で解消できないってようなところを積み重ねていってデータにするってところは、可能なのかなというふうに思っております。ちょっと、遠回りに感じられるかもしれないんですけども、そういった積み重ねが分野としても動かせる一つの手立てにはなってくるのかなというふうに思っております。市として難しくなってしまう事例ってどういうものだ

ろうっていうところもこの重層の中で分析していけばいいのかなというところになります。すぐに予算がつくというお話は、ここではできないところが心苦しいですが、そういった形で分野に還元するという方向が取ればいいと現状は考えております。

○寺田委員 先ほどアウトリーチに繋がったのが3件ということで、支援プランの作成ということが実際あるのかということとそのプランを作成するときに1人の方に対してプランを立てる時、プランニングするときにどんな形だったのかなというのを参考までに聞かせていただきたい。

○事務局 ありがとうございます。支援プランの作成自体は会議開いてやっているっていうところにはなります。ただ、この会議をかけてもいいという同意をいただいて、基本的には、情報共有をするというような流れになりますので、同意をいただいた方についても支援プランを作成していくってというような形をとっているところがあります。

例えば家族の中に難しさを持っていらっしゃる方がいてそれに悩んでいるお母さん、お父さん、息子さんとかいろんな対象者がいますが、その方たちから同意をいただいてその方の支援プランの作成を進めていきます。家族の中で同意をいただいた方に対して作っていくってというようなイメージになっておりますので、全員分作成ができる場合だけでもない形にはなります。主には相談者の方の同意を取っている形で今年度は、支援プラン自体を立てさせてもらっているという感じです。

○寺田委員 相談者の方のプランということで、例えば3人ぐらいいた場合は1名だけをしていきますか。

○事務局 その場合もあります。難しいのが、一番問題を抱えていると思われる方っていうのは、なかなか引きこもりの状態だったりとか、アクセスがしにくい方だったりします。その方の同意をいただくっていうのはかなりハードルが高いというところもありまして、間接的にその方を支援することにはなるんですけどその相談者の方の同意をいただいて、その方の苦しさを軽減するっていうことになると、問題になられている方の支援がプランとして入ってくるっていうことにはなります。目指されているところとしては、実際にその家族の中で一番問題を抱えていると思われる方の同意をもらって、プランを作成していくっていうところが一番目指されているところではあるかと思います。ただなかなかそこまでのアクセスっていうのは難しいというところが1年間行ってきた印象ではあります。

○寺田委員 最初の表の方の複雑化というか大人がギャンブル依存症や子どもに障害があるかもしれない例とか不登校といった事例は実際やってみてありましたか。

○事務局 一つの家の中にも複雑化というのは正直なかったかなと思います。特定の方が、一番問題を抱えているってというようなパターンが多かったと認識しています。あとは個人だけの事例もあつたりはしたので、その場合は1人なので、プラン

を作成していくっていうところでわかりやすいところではありました。ここま
でいろんな分野の人がこう集まっているみたいなのが、1年間の中では特
になかったかなと思います。

○寺田委員 貧困で、子どもが学校行けてなくて、お母さんが精神障害でとかそういう感じ
とかっていうのはありましたか。

○事務局 あまりそのような例はありませんでしたが、貧困で生活困窮世帯ではあり、お
母さんとなかなか連絡が取れず、子どもがヤングケアラーってなっているの
ではないかみたいな事例はありました。ただ、印象として多かったのは、周りか
ら見ていると支援者から見ていて困ったことが発生しているんだけど、本
人は全く困ってないってことがあり、どう支援していけばいいかっていう
ようなところの課題が支援者側が大きかったというところがあります。でもな
かなか連絡がとれず、電話も出してくれない、来てもくれないという困ったこ
とが発生しているっていう人に対する支援方法といった支援者側が困っているパ
ターンが結構事例としては多かったか印象はあります。

○寺田委員 ありがとうございます。

○末吉委員 私静岡市の子育ての養育支援の訪問とかもしていますが、このケースたくさん
あります。本当に夫はギャンブルで家にお金に入れてくれないとか、でその妻
は、実は精神疾患があるって子どももやっぱり障害発達障害を持っているとか
かっていう方、結構たくさんあります。事実上は本当に複合していて生活保護を
受けているとかってパターンもありますし、シングルでというパターンも
ありますし、実際問題たくさん複合している家族はたくさんいるっていうこと
をお伝えしたいなということを思いました。静岡市だけじゃなくて静岡県だけ
じゃなくて、いろんな県をまたいで移動してくる方っていう方という方もたく
さんいらっしゃって、その前は他県で児相ケースみたいなところで転々とされ
ているっていう方もいらっしゃって、今はちょっと静岡市に来たみたいなパタ
ーンもあります。

○事務局 そうですね。あがってきてない事例もたくさんあるなあっていうのを感じまし
て、始まったばかりっていうようなところもありますので、どのように活用
していいかっていうようなところが今後、私達も周知していかないといけない
ところと思っています。

○深澤委員 重層的な支援ということでありますが、去年からはじまった事業ですよ。

○事務局 駿河区では今年度から始まりました。重層的支援体制整備事業っていうと、書
いてあるような事業を全市でやるっていうことが条件になっているので、今は
まだ準備期間となります。

○深澤委員 この第4の計画は8年ので今、前期に実施をしているところで、その最初の年
が去年で今年まだ令和5年度ですよ。だからみんなすぐ結果を求めていたり、
そりゃ今困っている人はすぐ救わなければいけないが、何もかもがすぐにでき
るわけじゃないですよ。少しずつみんなで考えてくってというような、私達の

周りがここまで何かせかささないで言う雰囲気もこの社会全体にないと、すぐ結果がないと駄目だっていうことがあまりよくないと思います。重層的な支援はととてもいい考えだと思いますが、私も前に現場にいたときに、こういう会議に出るっていうことが難しいじゃないですか。

近いものはみんな当たり前やってこうっていうのはあるんだけど、自主的に一例、二例っていう例を少しずつ高めて質をあげていく、そういうものの実施を行政が考えくださって、何もかも全部できるわけじゃないと思います。だから市民としては、そういうものをやっていただくと一番いいと思います。

ただ、まだぼちぼちやっていって成果っていうのはもう出てきたので、普通に複雑化した案件があるので、1件でも2件でも、良いと思える成果があったっていうのがあれば一番いいのではないかと思います。

○寺田委員 その他の相談先、例えばどこでしょうか。

○事務局 その他は、末吉委員からも話があった別の県というか、市外で重層の中でフォローしていたような事例で、こっちに移り住んできたところで、ご相談いただいた事例があったってところです。市内のケースではないです。

市内に元々いたケースではないっていうようなところが、1件あったものとあとは警察でサポートセンターの方から案件があったので、その他で計上させていただいております。

○寺田委員 ありがとうございます。

○天野委員 2-1の表の緑のところですが、一番右の生活困窮者支援のための地域づくり事業ということで先ほど深澤委員がおっしゃったと思うんですけども、これが資料2-2の9ページの一番下生活困窮者のための地域づくり結果包括支援のための地域づくりだと思うんですけども、この内容としては、地域多世代交流のための講座イベント行うことが生活困窮者支援のための地域づくりということによろしいですか。

○事務局 そうです、生活困窮者のための地域づくり事業というので、このような内容が該当しますということで、要領みたいなものが定められております。どれもやってもいいんですけどもどれかの事業に該当するものをここに入ってきますよってというようなところで、うちの市の方でやっているこの事業が該当するということで書かせていただいているというところにはなります。

なので、生活困窮者等っていうところが書いてはあるんですけども、どちらかというところあまり分野を決めずに行われる地域づくり事業みたいなところが、生活困窮者のための地域づくり事業には求められている部分になってくるのかというような要領だけ読むと、そのような印象ではあるので、静岡市の場合はこちらが該当するかなというところ書かせていただいております。

○五十畑委員 現場の声として、本当に重層的支援が実現するといいなっていることを思っています。自分もかつて、すごく困っている家庭について障害者支援課さんですか高年齢課とか、それからワーカーとかカウンセラーをみんな集めてやったことが

あって、その調整するだけで大変だったなあって思いました。今回こういうことがあるとお願いをすれば、考えていただけるって、学校の中にいると、どんな課があって、どういうお仕事をしているのか、どういうふうに繋がるのかわからないところが多いので、こうやって繋がるっていうことがすごくありがたいなっていうふうに感じました。

先ほどすぐに成果を求めなくてもっていうふうにはおっしゃられたそのとおりかなって思います。すぐに成果ってなかなか難しいと思うんですけども、でも繋がっていることだけですごく安心できるなって思うので、またぜひ進めていただけたらと思います。ありがとうございます。

○黒澤委員 前は、最初相談に行った部署が、音頭を取って、関係する機関に繋げて話してくっていうふうに、場所はあったんですけども、そうすると、そこがずっと窓口になって、会議するにもそこが周知をして関係課を集めることを行っていました。この重層的になれば、その窓口一つじゃなくて、例えば、福祉総務課さんが窓口になって、いろんなケース、いろんな関係機関に連絡して、その支援体制を整えるのかと思うんですけども、一番最初に受けたところが、引き続き窓口としてやるのか、あるいは私が言うようにその福祉総務課が主になって、先頭に立ってやるのか、それはどういうふうに仕組みになっているんでしょうか。

○事務局 実際のその支援が主になるのは、会議が開かれた場合、どこが主になるのが一番良いかっていうようなところも会議の中で検討することになります。例えば最初に受けた課が、困ってしまってあげるっていうことがあるかもしれないですけどもその場合も、どういう役割分担にするのかっていうところは会議で決めることになります。

ただ、福祉総務課の方ではその会議の調整や招集の事務はもちろんやるんですけども、現場に出てっての支援の主っていうことを担うわけではないっていうところがありますので、そういった意味では連絡をうちが全部受けるっていうのとはちょっと違うイメージとしては違うかもしれないなと思います。

その事例について、どこが中心になって支援をやっていくのかっていうようなことや、この部分の支援はここがやりますかという役割分担をする会議自体を招集して主催するのは福祉総務課ってというような形になります。

○黒澤委員 そうすると、先頭に立つべきところが、内容的に、他の部署だといったときには、他の部署の方に任せちゃうっていう可能性もありますか。

○事務局 その可能性もあり得ます。その部署の方が、支援にとって有効だっていう話が会議の中で結論として出れば、そちらに主が移る形で調整される可能性もあります。

○黒澤委員 わかりました。ありがとうございます。

○江原会長 他はいかがでしょうか。

○寺田委員 先ほどいろんな事例あると言った中のうちに一つ思い出したんですけども、

女性の方がDVを受けていてDVを受けて生活費を入れないよとか、あの暴力振るうのかってその方が精神障害の方なんてお子さんも障害があって、そのお子さんの稼いできたお金と自分のパートでやりくりしてたんだけどっていうふうに、結局離婚をすることになったら、さらにまた困窮されてしまい、結局精神的に崩されて、今入院という流れをとっている方がいらっしゃいます。

そういった方の相談先ってというと生活困窮者自立相談支援事業だとちょっとハードルが高いかなとか、その他のところのこの表のところのちょっとした相談を受けるような場所も書いておくと、ここに相談すれば何か持ってくるのかなっていうふうに、思ってもらえるかな、その方も結局どこに相談したらいいかわかんなかったっていうのを最終的におっしゃっていました。もう少し相談も広げるではないですけど、重層的な実績を聞くと1人の方が問題だっていうケースが多かったってことでしたので、もう少し複合的な問題をすくい上げる場所があるといいかなって思います。

○事務局 法律上にこう位置づけられるものしか正直書いていないっていうようなところがあるので、実際はもっといろんな相談機関が市内にはあって、そういうものも全部落とし込めるといいなっていうふうに思って、あまり書きすぎると、そこ見にくいと思ったりする中で作っていたっていうところもあります。

あくまで本当に事業ベースの図になってしまっているなっていうところは私も感じていました。本当はもっと関係してくださっている機関とかたくさんあるので、そういったところが見える化できるとよりいいのかなって思っていますので、今のご意見も参考にさせていただきます。

○寺田委員 カードに、困りごとがあればこちらに連絡してくださいと書かれているものを配布するのはどうですか。

○事務局 静岡市も広いので、いろんな相談窓口がいろんなものを作っていて、それも今後検討する一つではあります。あまり作りすぎても、正直訳がわからなくなっちゃかなっていうところもあったりはして、市によっては相談支援機関一覧作りましたというものを出しているところもあるのですが、既に市内にあったりはしますので、どういう方法をとるのが一番いいのかなっていうのは、細かい話かもしれないんですけど迷ってるところでもあったりします。

○深澤委員 今の話について、本当にいろんな情報があった方がいいとは思いますが、まずは福祉総務課に一報を入れるっていうだけでも繋がってくるんじゃないですかそれはないんですか。

○事務局 迷った場合に連絡をいただければ、どこの相談機関でも繋いでいただくっていうことは、日々の業務でやっています。ただハードルが結構高い、ここに相談したらまずいのかなということをお相談者の方は考えられるのかなっていうふうに思います。実際の体制としては皆さんもちろん、全然違う相談が来たとしてもここにお繋ぎしますと対応します。

○深澤委員 どこにと聞かれるから、一番単純なのは、行政に言えばいいんだよっていうぐ

らいは、一報とかそういうところにお電話するときに、優しく対応していただければと思います。申し訳ないのですが、書類ってあんまり見ないです。今年が2年目だから8年を通して頑張ればと思いますが、何かこういうものって作るってことが大切なのですかね。いつも私はいつも思っちゃいます。

○末吉委員

今のお話の続きですが、やっぱり最初にとっかかりやすいというか相談しやすいってというのは、例えば、この地域作り事業の中のS型デイサービスであるとか、子育て支援拠点であるとかっていう、場所が一番分かりやすいのかなと思ったんですけども、一番最初に利用しつつ、そこで出た案件や運営されている方が、このケースはどこに相談すればいいのか。

その相談したい本人ではなく、その受けた方がわからなかったら、繋がらないので、子育て支援拠点の場合、支援拠点でお話を聞いて、でもちょっとこれは子どもだけじゃないなっていうことを気づいたときに、支援拠点のスタッフや職員がどこに繋がればいいのかってというのは、まだ把握されてないっていうのが実情かなって思います。

例えば、医療機関で先ほどおっしゃった精神疾患になってしまったっていう方は、その医療機関を受けられるかと思うのですが、そこから繋げていただくっていうのが、良い、又はどう相談したらいいかわからないという方は、医療機関の方からここに相談したらどうでしょうみたいな、流れを作った方が、より支援を求めているけど、届かない方に届くのではないかなと思います。

○増田委員

重層的支援事業というのは、元々複雑化した複合的なケースに対していかに対応するかといったときの多分、施策だと思います。国が青写真つくったときに、これを市町に戻ってきて市町は大変だろうと思いました。

とは言いましても、そうした事例というのは、例えば、引きこもりとかいろんなセンターがある中でみんな抱えているわけですよ。決して少なくありません。とても多いです。

シンプルなケースっていうのはなく、大体複合的になってしまって家族ぐるみの問題になっているってことが多いので、むしろそうしたケースに対してきちんと体制がとれるようにという点だと思います。

2点目は、当事者や家族というのは、先ほどもありましたけども、今自分がどんな状況に置かれてもどうすればいいかということがわかっていることが、実は少ないんです。イギリスの学者が調査をしたときに、大半当事者の方々、声が上がらないんです。声をあげる仕方を知らない、あげても誰も相手にしない。だから声をまずしっかり受け止めるところを作り、声を上げるためにはそこにどうやって情報を届けるかですどんな支援があるのか、どんな人たちと繋がっていけばいいのか。

今どういう条件を置かれているかというふうな情報提供がなければ、このあたりがしっかりない限り、サービスの選択ってのは起こらないって彼は詳細の報告を出していますが、これが実はポイントだと思うんです。ですから、その

ためにこういう重層的な仕組みを作りましょうということになります。

そのときに、どのような関係機関が集まればいいのかということを決めるだけでもこれは一つのケースについて、どのような関係が協働するのがネットワーク作るのか、これだけでも実はかなり高度な判断が必要になってきますので、そこはこれから時間をかけなきゃいけないのかなと思います。

地域包括支援センターを覚えているかと思うんですが、あれをつくるとき全部手伝ったんですけど、今やっとまともになってきました。でも当初3職種がどうやって協働するかというあそこだけでも相当な課題を抱えて、時間をかけてやってきましたので、障害者の相談支援って、いまだにまだ形がうまくできていません。そういうふうと考えていくと、最初から形から入らなきゃいけないシステムから入らなければならないというのは、市町から見ると大変だと思います。そこに実態をどう組み込んでいくのか、これからご苦労されるのかなと思います。

でも、せっかくですから、これを実のあるものにしていくために、かなりのたくさんのセンターをお作りだったりしますよね。それをただ委託で終えるのではなく、包括的に点検をしていただいて、これがどういうふうの実効性のある仕組みになっているかというのは、そこは福祉総務課の仕事なんだろうな、そこはしっかり目を離さないでやっていただきたいなと思います。一つ言うと、定型的なのは、いわゆる日中支援型のグループホームがひどい状態になっております。多分これから話題になってくると思います。専門職がないのが日中支援型に入っているのは、強度行動障害とか、医療的ケア児なんですよ。大変難しいことだと思うので、ぜひこのしくみづくりを、そうした複合的なニーズを抱えたご家族の支援に繋げていただけたらどうか。そこが一番のポイントかなというふうに思います。

○江原会長 はい、ありがとうございます。たくさんのご意見出ましたので、それをまた踏まえたうえで来年度本格実施という形に向けての対応をお願いしたいと思います。それでは議事としてはこれで終了になりますので、ご協力いただきありがとうございます。無事審議することができました。それでは事務局の方にお返しいたします。

○事務局 委員の皆様、ご議論ありがとうございました皆様からいただきましたたくさんのご意見ですけれども、それを踏まえまして、3月に行われます健康福祉審議会の全体会の方でもご報告させていただきたいと思います。皆様には、次年度も引き続きぜひよろしくお願ひしたいと思っております。次回の専門分科会の開催日が6月頃を予定しております。開催時期につきましては、皆様あてに改めて出席の依頼をさせていただくご予定です。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回静岡市健康福祉審議会地域専門分科会を終了いたします。

(閉会)

静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会長

江原 勝幸